

議案第1号

令和5年度富津市学校教育の指針を定めることについて

令和5年度富津市学校教育の指針を別紙のとおり定めることについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市教育施策に基づき、心身共に健康で確かな学力を身に付けた、ふるさとの未来を託せる児童生徒を育成し、教育力の高い学校づくりのため、令和5年度富津市学校教育の指針を定めようとするものである。

人と人が温かくつながり、
生涯にわたり学び、健康で活躍できるまち

令和5年度 富津市学校教育の指針

富津を愛し、富津の未来を託せる児童・生徒の育成

1. 心豊かでたくましい児童・生徒の育成

(1) 富津市の環境や風土を生かした学習の推進

- 郷土の自然や歴史・文化・産業などに関する学習や体験の充実
- 地域社会と積極的に関わるキャリア教育の推進

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- 学級集団づくりや特別活動の充実を通じた社会力の育成を図るとともに自他共に人権を尊重する豊かな人間関係の育成
- 命を大切にする教育の推進
- 教育活動全体を通じた道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

(3) 長欠・不登校、いじめ、問題行動などの生徒指導上の諸問題への対応

- 信頼される人間関係を築く中で、確かな児童・生徒理解の充実
- 組織的な生徒指導と教育相談体制の充実
- 長欠・不登校解消に向けた学校・家庭・地域・関係機関との連携の強化
- いじめの早期発見・根絶に向けた全職員による情報の共有化
- いじめの予防に向けた情報モラルの徹底

(4) 体力・運動能力の向上と健康・安全教育の推進

- 自らの体力・運動能力向上に意欲的に取り組む児童・生徒の育成
- 食育の充実と基本的な生活習慣の育成
- 犯罪や事故、災害などに対する危険予測・危険回避能力の育成
- 新型コロナウイルス等拡大防止に向けた自己の健康管理の充実

2. 確かな学力を身につけた児童・生徒の育成

(1) 思考力・判断力・表現力を高める指導の推進

- 言語活動充実の基礎となる、書く力と読む力の育成
- 読書活動の推進と読書環境の充実
- 問題解決学習や体験活動を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活かした授業改善

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る指導の推進

- 「わかった。できた。」など成就感を高める授業の推進
- 個に応じた指導の充実
- 学習規律の定着を図る取り組みの継続
- 情報端末も有効活用した家庭と連携した学習習慣の育成

(3) 社会の変化に対応した教育活動の推進

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用
- キャリア教育や福祉教育を通じた社会に関わる力の育成
- 外国語教育やプログラミング教育の充実

(4) 特別支援教育の充実

- 一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援の推進
- 校内体制の充実と関係機関との連携
- 個別の教育支援計画・指導計画の活用
- 合理的配慮に基づいた教育活動の推進

3. 児童・生徒の成長を支える教育力の高い学校づくり

(1) 教職員の資質の向上と健康で明るい職場環境づくり

- 指導力の向上を目指した研修の充実
- 校務の効率化の推進と児童・生徒とかかわる時間の確保
- 健康で明るい職場づくりの推進と服務規律確保への不断の努力

(2) 安全教育の充実と学校環境の整備

- 「生活」「交通」「災害」に対する安全教育の推進
- 自らの命は自らで守るとともに互いに助け合い支え合う児童・生徒の育成
- 学習環境に適した清潔で安全な学校環境の整備

(3) 家庭や地域の信頼に応える開かれた学校づくりの推進

- コミュニティスクールの推進など、子どもを守り育てる地域ネットワークの整備
- 地域の人材や関係団体との交流の推進
- 積極的な情報発信と学校評価の活用

(4) 幼・保・小・中連携教育の充実

- 「学力向上」「生徒指導」等、9か年を見通した小・中連携教育の充実
- 小学校から中学校へのスムーズな接続のための学校間の連携強化
- 幼稚園・保育所との連携を深め、支援内容や体制の相互理解

議案第2号

富津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市立図書館条例（令和4年条例第8号）第1条及び第7条の規定により、生涯学習課内の令和5年度事務分掌に新規事業を追加、字句を修正し、及び関連する条文の整理をするため、本規則の一部を改正する規則を制定するものである。

富津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の表教育部の部生涯学習課の款社会教育係の項中「13」を「14」に、「12」を「13」に、「11」を「12」に、

「

10 社会教育施設（図書関係施設）の整備に関すること。

」を

「

10 図書館に関すること。

11 図書館協議会に関すること。

」に改める。

第19条に次の1号を加える。

(6) 図書館

第20条の見出し中「教育センター」を「教育機関」に改め、同条中「前条第3号の教育センターは、学校教育課」を「前条各号に掲げる教育機関のうち、第2号の市民会館及び第5号の埋立記念館は公民館に、第3号の教育センター及び第4号の学校給食調理場は学校教育課に、第6号の図書館は生涯学習課」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条に次の1号を加える。

(5) 図書館協議会

第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行				改 正 案			
(課及び係の事務分掌)				(課及び係の事務分掌)			
第12条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。				第12条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。			
部名	課名	係名	事務分掌	部名	課名	係名	事務分掌
教育部	生涯学習課	社会教育係	(略)	教育部	生涯学習課	社会教育係	(略)
			<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習事業の企画及び振興に関すること。 2 社会教育（社会体育を除く。）の振興に関すること。 3 社会教育機関との連絡調整に関すること。 4 社会教育委員に関すること。 5 社会教育指導者の育成に関すること。 6 視聴覚教育に関すること。 7 青少年健全育成に関すること。 8 家庭教育に関すること。 9 図書業務に関すること。 10 社会教育施設（図書関係施設）の整備に関すること。 11 生涯学習バスの管理運営に関すること。 12 地域学校協働活動に関すること。 13 課内の庶務及び連絡調整に関すること。 				
							<ol style="list-style-type: none"> 11 図書館協議会に関すること。 12 生涯学習バスの管理運営に関すること。 13 地域学校協働活動に関すること。 14 課内の庶務及び連絡調整に関すること。

<p>すること。</p> <p>(略)</p>	<p>すること。</p> <p>(略)</p>
<p>(教育機関)</p> <p>第19条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校を除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公民館 (2) 市民会館 (3) 教育センター (4) 学校給食調理場 (5) 埋立記念館</p> <p>(教育センターの所属)</p> <p>第20条 前条第3号の教育センターは、学校教育課</p>	<p>(教育機関)</p> <p>第19条 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校を除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公民館 (2) 市民会館 (3) 教育センター (4) 学校給食調理場 (5) 埋立記念館 (6) 図書館</p> <p>(教育機関の所属)</p> <p>第20条 前条各号に掲げる教育機関のうち、第2号の市民会館及び第5号の埋立記念館は公民館に、第3号の教育センター及び第4号の学校給食調理場は学校教育課に、第6号の図書館は生涯学習課に属する教育機関とする。</p>
<p>に属</p> <p>する教育機関とする。</p> <p>(学校給食調理場の所属)</p> <p>第21条 第19条第4号の学校給食調理場は、学校教育課に属する教育機関とする。</p> <p>(教育機関の職員)</p> <p>第22条 法第31条第2項の規定により置く職員の職務は、法令その他別に定めるもののほか、教育委員会規則で定める。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第23条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 社会教育委員 (2) 公民館運営審議会 (3) 文化財審議会</p>	<p>(教育機関の職員)</p> <p>第21条 法第31条第2項の規定により置く職員の職務は、法令その他別に定めるもののほか、教育委員会規則で定める。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第22条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 社会教育委員 (2) 公民館運営審議会 (3) 文化財審議会</p>

<p>(4) 学校給食運営委員会 (附属機関の運営) 第24条 附属機関の議事、運営その他必要な事項は、条例で定めるもののほか、別の教育委員会規則で定める。 (委任) 第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要ない事項は、教育長が定める。</p>	<p>(4) 学校給食運営委員会 (5) <u>図書館協議会</u> (附属機関の運営) 第23条 附属機関の議事、運営その他必要な事項は、条例で定めるもののほか、別の教育委員会規則で定める。 (委任) 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要ない事項は、教育長が定める。</p>
---	---

議案第3号

富津市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
富津市育英資金貸与条例施行規則（昭和47年富津市規則第3号）の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市育英資金貸与条例(昭和47年富津市条例第18号)の一部を改正する条例が、令和5年3月市議会定例会にて可決したため、本規則の一部を改正する規則を制定するものである。

富津市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

富津市育英資金貸与条例施行規則（昭和47年富津市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「速やかに」の次に「育英資金借受人等異動届（別記第5号様式）により」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（額の変更）

第5条 借受人は、育英資金の貸与月額を変更しようとするときは、育英資金貸与月額変更申請書（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

本則に次の1条を加える。

（現況報告書の提出）

第7条 借受人は、育英資金の返還が完了するまで、育英資金現況報告書（別記第6号様式）により毎年10月1日現在の現況を教育委員会に報告しなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第2条」を「第2条関係」とする。

別記第3号様式中「第3条」を「第3条関係」とし、同様式の次に次の3様式を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第4号様式（第5条関係）

育英資金貸与月額変更申請書

年 月 日

富津市教育委員会 様

借 受 人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

次の理由により、育英資金の貸与月額を変更したいので申請します。

変更前月額	円
変更後月額	円 年 月分から 年 月分まで
理 由	

第5号様式（第6条関係）

育英資金借受人等異動届

年 月 日

富津市教育委員会 様

借受人 住所
氏名

次のとおり異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動の内容

借受人	<input type="checkbox"/> 辞退			
	<input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 停学 <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 長期欠席(1か月以上) <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 転学			
	<input type="checkbox"/> 氏名・住所の変更	変更前氏名		
		ふりがな		
		変更後氏名		
		変更前住所		
	変更後住所		電話番号	
異動理由				
異動年月日	年 月 日			
連帯保証人	変更前	氏名	続柄	
		住所		
	変更後	氏名	続柄	
		住所		
	異動理由			
	異動年月日	年 月 日		

○異動を証する書類の写しを添付してください。

第6号様式(第7条関係)

育英資金現況報告書

年 月 日

富津市教育委員会 様

借受人

住 所

氏 名

生年月日

生

電話番号

年10月1日現在の現況を下記のとおり報告します。

記

1 在籍学校名又は勤務先

2 所在地(電話番号:)

3 健康状態

4 その他

※住所、氏名及び連帯保証人等、育英資金に関する届出内容に変更があった場合は下記をご記入ください。

(変更前:)

(変更後:)

富津市育英資金貸与条例施行規則（昭和47年富津市規則第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(借用書の様式) 第4条 条例第11条に規定する借用証書の様式は、別記第3号様式とする。</p> <p>(届の提出) 第5条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに 員会に届け出なければならない。 (1) 休学したとき。 (2) 退学したとき。 (3) 復学したとき。 (4) 住所又は氏名を変更したとき。 (5) 連帯保証人を変更したとき。</p> <p>2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>別記 第1号様式 (第2条) 第2号様式 (第2条) 第3号様式 (第3条)</p>	<p>(借用書の様式) 第4条 条例第11条に規定する借用証書の様式は、別記第3号様式とする。</p> <p>(額の変更) 第5条 借受人は、育英資金の貸与月額を変更しようとするときは、育英資金貸与月額変更申請書（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(届の提出) 第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに育英資金借受人等異動届（別記第5号様式）により教育委員会に届け出なければならない。 (1) 休学したとき。 (2) 退学したとき。 (3) 復学したとき。 (4) 住所又は氏名を変更したとき。 (5) 連帯保証人を変更したとき。</p> <p>2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(現況報告書の提出) 第7条 借受人は、育英資金の返還が完了するまで、育英資金現況報告書（別記第6号様式）により毎年10月1日現在の現況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>別記 第1号様式 (第2条関係) 第2号様式 (第2条関係) 第3号様式 (第3条関係) 第4号様式 (第5条関係) 第5号様式 (第6条関係) 第6号様式 (第7条関係)</p>

議案第4号

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）の一部を改正する規則の制定について、富津市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号）第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るため、また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、地方公務員の定年の引き上げに伴う定年前再任用短時間勤務制の導入により、本規則の一部を改正する規則を制定するものである。

富津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第44条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理）

第44条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。）第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等（給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（学校職員であって、給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規程により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において45時間

(2) 1の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において100時間未満
 - (2) 1 の年度において720時間
 - (3) 1 の年度の初日から1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1 の年度のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月
- 3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前各項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

別記第11号様式中

非常勤等			
休暇等補助非常勤講師	兼務教員	再任用短時間職員	育短任期待職員

非常勤等				
休暇等補助非常勤講師	兼務教員	再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	育短任期待職員

」を

」に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富津市立小学校及び中学校管理規則（昭和46年富津市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(報告)</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき</p> <p>(5) 教育職員免許状の有効期間が満了前2月に達したとき</p> <p>(6) 休職期間が満了前2月に達したとき</p> <p>(7) 引き続き30日以上にわたる療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）を承認したとき</p> <p>(8) 療養休暇の期間が30日を超えたとき</p> <p>(9) 結核性疾患による療養休暇の期間が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号）第8条第2項に規定する期間の満了前1月に達したとき</p> <p>(10) 欠勤（職員が任命権者又は教育委員会、若しくはその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日が指定された場合）にあっては、当該代休日）を除く。）したとき</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき</p>	<p>(報告)</p> <p>第44条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき</p> <p>(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき</p> <p>(5) 教育職員免許状の有効期間が満了前2月に達したとき</p> <p>(6) 休職期間が満了前2月に達したとき</p> <p>(7) 引き続き30日以上にわたる療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）を承認したとき</p> <p>(8) 療養休暇の期間が30日を超えたとき</p> <p>(9) 結核性疾患による療養休暇の期間が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号）第8条第2項に規定する期間の満了前1月に達したとき</p> <p>(10) 欠勤（職員が任命権者又は教育委員会、若しくはその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日）が指定された場合）にあっては、当該代休日）を除く。）したとき</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき <u>（業務量の適切な管理）</u></p>

第44条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。）第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等（給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（学校職員であって、給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規程により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において45時間

(2) 1の年度において360時間

2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月において100時間未満

(2) 1の年度において720時間

<p>(3) 1の年度の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1の年度のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月</p> <p>3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前各項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(定例報告)</p> <p>第52条 校長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における児童生徒数、学級数及び職員数等を、組織編制報告書(別記第11号様式)によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、各学期ごとの職員の勤務状況報告書(別記第12号様式)により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>別記 第11号様式(第52条関係)</p>	<p>(3) 1の年度の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1の年度のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月</p> <p>3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前各項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(定例報告)</p> <p>第52条 校長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における児童生徒数、学級数及び職員数等を、組織編制報告書(別記第11号様式)によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、各学期ごとの職員の勤務状況報告書(別記第12号様式)により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>別記 第11号様式(第52条関係)</p>
<p>(3) 1の年度の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1の年度のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月</p> <p>3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前各項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(定例報告)</p> <p>第52条 校長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における児童生徒数、学級数及び職員数等を、組織編制報告書(別記第11号様式)によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、各学期ごとの職員の勤務状況報告書(別記第12号様式)により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>別記 第11号様式(第52条関係)</p>	<p>(3) 1の年度の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>(4) 1の年度のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月</p> <p>3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前各項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</p> <p>(定例報告)</p> <p>第52条 校長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における児童生徒数、学級数及び職員数等を、組織編制報告書(別記第11号様式)によりそれぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 校長は、各学期ごとの職員の勤務状況報告書(別記第12号様式)により、第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>別記 第11号様式(第52条関係)</p>

議案第5号

富津市社会教育委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市社会教育委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

住 所	氏 名	生年月日	法区分	推薦団体等
	竹内 義和		社会教育	富津市子ども会育成 連絡協議会
	三辻 孝二		社会教育	富津市青少年相談員 連絡協議会
	宮内 和男		社会教育	富津市文化協会
	嶋野 利郎		社会教育	富津市区長会 (天羽地区区長会)
	大野 泰代		家庭教育	富津市連合女性会
	高橋 栄二		学識経験者	
	杉田 玲子		学識経験者	
	石井喜美子		学識経験者	
	佐藤 泰代		学識経験者	

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市社会教育委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び富津市社会教育委員に関する条例（昭和46年条例第57号）第2条の規定により、新たに委嘱するものである。

議案第6号

富津市公民館運営審議会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市公民館運営審議会委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則(昭和46年富津市教育委員会規則第5号)第5条第12号の規定により、議決を求める。

住 所	氏 名	生年月日	区 分	推薦団体等
	渡邊 直樹		社会教育	富津市青少年相談員連絡協議会代表
	大河原 紀子		家庭教育	富津市連合女性会代表
	長嶋 恵		社会教育	富津市文化協会
	藤井 和子		社会教育	富津公民館登録サークル団体代表
	寺内 一朗		社会教育	富津公民館登録サークル団体代表
	牟田 東枝		社会教育	中央公民館登録サークル団体代表
	山中 正八		社会教育	中央公民館登録サークル団体代表
	齋藤 公宏		社会教育	市民会館登録サークル団体代表
	千明 洋子		社会教育	市民会館登録サークル団体代表
	池田 昌昭		学識経験者	一般
	大野 泰代		学識経験者	一般
	川名 泰		学識経験者	一般
	石井 光一		学識経験者	一般
	當眞 嗣史		学識経験者	一般

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市公民館運営審議会委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となることに伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項及び富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年条例第5号）第14条第3項の規定により、新たに委嘱しようとするものである。

議案第7号

富津市図書館協議会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市図書館協議会委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第12号の規定により、議決を求める。

住 所	氏 名	生年月日	法区分	摘 要
	保坂 典江		学 校 教 育	天羽小学校長
	平 順子		学 校 教 育	読書支援員
	杉田 玲子		社 会 教 育	社会教育委員
	川口 泰明		社 会 教 育	元施設利用振興公社 事務局長
	長谷川令子		家 庭 教 育	民生委員・主任児童 委員
	永野 弘子		学識経験者	元木更津市図書館員
	米村 志朗		学識経験者	公民館運営審議会委員
	吉田 侑季		公募による 市民	会計年度任用職員(特 別支援教育指導員)
	伊藤 隆男		公募による 市民	NPO法人AFICC正会員、 NPO法人富津ねこネッ ト事務局長
	富井 碧		図書ボラン ティア	こどもと本を結ぶ会 代表

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂

提案理由

富津市図書館協議会委員について、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び富津市立図書館条例（令和4年条例第8号）第7条第2項の規定により、新たに委嘱するものである。

議案第8号

富津市スポーツ推進委員の委嘱について

富津市スポーツ推進委員として次の者を委嘱することについて、富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第5条第21号の規定により、議決を求める。

住 所	氏 名	生年月日
	鈴木 美千子	
	飛澤 新一	
	川名 克昌	
	吉田 浩二	
	森 まり子	
	鎌田 和仁	
	伊藤 千代子	
	稲村 之浩	
	岩崎 純子	
	渡邊 まさ子	
	浅利 勉	
	立石 友二	
	渡辺 務	
	山口 武彦	
	今井 せつ子	
	川崎 純子	
	馬場 裕治	
	村石 清	
	荒井 潮美	
	高橋 百合子	
	進藤 武昭	
	川名 竜夫	
	込宮 大樹	
	鈴木 美貴	
	金牧 栄子	
	座間 博	

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会
教育長 岡 根 茂